

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）
 「治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること」
 について

平成22年8月

健康局疾病対策課(難波吉雄課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
施策大目標 分野	地域医療体制の整備	医療従事者の確保	医療サービスの促進	中、心臓病等）の推進	政策医療（がん、脳卒中	感染症、難病等対策	医薬品・医療機器の適切な利用の推進	血液製剤の安定供給	ワクチンの安定供給	新医薬品・医療機器の開発促進	医療保険制度	健康づくりの推進	健康危機管理

施策中目標

2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保すること

施策中目標2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること

(関連施策)

特になし

(予算書との関係)

本施策は予算書の以下の項目に対応しています。

(項) 感染症対策費

(大事項) 感染症予防事業等に必要経費 (一部)

(項) 特定疾患等対策費 (全部)

(大事項) 特定疾患等対策に必要な経費

(大事項) 特定疾患の治療研究に必要な経費

(大事項) 特定疾患等の予防・治療等の充実に必要経費

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 難病対策を推進すること

(施策小目標2) ハンセン病対策を推進すること

(施策小目標3) エイズ対策を推進すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	32,322	33,075	36,371	30,786	34,863
(決算額) (百万円)	(32,006)	(32,108)	(35,745)	(32,094)	

※予算額は当初予算

3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数（前年度以上／毎年度）	565,847	585,824	615,568	647,604	集計中
達成率		104.5%	103.5%	105.1%	105.2%	-
2	ハンセン病資料館の入館者数（前年度以上／毎年度）	5,190	-	21,120	23,044	21,881
達成率		-%	-%	-%	109.1%	95%
3	保健所等におけるHIV抗体検査件数（前年以上／毎年）	100,287	116,550	153,816	177,156	150,252
達成率		112.7%	116.2%	132.0%	115.2%	84.8%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各指標は、健康局疾病対策課の調べによる。 指標1及び2の各年度の数値は年度末時点であり、指標3の各年の数値は年末時点である。 指標1については、平成21年度の数値を現在集計中であり、平成22年10月に公表予定。 指標2については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館（平成17年9月から平成19年3月末まで）により、平成17年度については、8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値はない。 <p>【参考】難病情報センターHP http://www.nanbyou.or.jp/top.html エイズ予防情報ネットHP http://api-net.jfap.or.jp/</p>						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	新規HIV感染者報告数	832件	952件	1,082件	1,126件	1,021件
2	新規エイズ患者報告数	367件	406件	418件	431件	431件
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 数値については、健康局疾病対策課の調べによる。 						

4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

（1）施策小目標1「難病対策を推進すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	565,847	585,824	615,568	647,604	集計中
達成率		104.5%	103.5%	105.1%	105.2%	-
2	難病情報センターホームページへのアクセス件数（前年度以上／毎年度）	13,336	17,385	17,358	14,564	13,798
達成率		130.8%	130.4%	99.8%	83.9%	94.7%
3	都道府県の難病医療拠点・協力病院数（前年度以上／毎年度）	82	97	104	104	集計中
達成率		107.9%	118.3%	107.2%	100.0%	-
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康局疾病対策課調べによる。 各年度の数字は年度末時点である。 指標1及び3については、平成21年度の数値を現在集計中であり、平成22年10月に公表予定。 <p>【参考】難病情報センターHP http://www.nanbyou.or.jp/top.html</p>						

(2) 施策小目標2「ハンセン病対策を推進すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	ハンセン病資料館の入館者数 （前年度以上／毎年度） ※施策中目標に係る指標2と 同じ	5,190	-	21,120	23,044	21,881
達成率		-%	-%	-%	109.1%	95%
【調査名・資料出所、備考等】 <ul style="list-style-type: none"> 健康局疾病対策課調べによる。 各年度の数字は年度末時点である。 ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館（平成17年9月から平成19年3月末まで）により、平成17年度については、8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値はない。 						

(3) 施策小目標3「エイズ対策を推進すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	新規エイズ患者報告割合（新規エイズ患者報告数／（新規HIV感染者報告数＋新規エイズ患者報告数））（前年以下／毎年）	30.6	29.9	27.9	27.7	29.7%
達成率		107.8%	102.3%	107.1%	100.7%	93.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 健康局疾病対策課の調べによる。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	保健所等におけるHIV抗体検査件数（前年以上／毎年） ※施策中目標に係る指標3と同じ	100,287	116,550	153,816	177,156	150,252
達成率		112.7%	116.2%	132.0%	115.2%	84.8%
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 健康局疾病対策課の調べによる。						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	新規HIV感染者報告数	832件	952件	1,082件	1,126件	1,021件
2	新規エイズ患者報告数	367件	406件	418件	431件	431件
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 数値については、健康局疾病対策課の調べによる。						

5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策小目標1「難病対策を推進すること」関係

別表1-1 「特定疾患治療研究事業」（事業評価シート）

施策小目標2「ハンセン病対策を推進すること」関係

別表2-1 「ハンセン病資料館の運営事業」（事業評価シート）

施策小目標3「エイズ対策を推進すること」関係

別表3-1 「HIV検査・相談事業」（事業評価シート）

6. 参考

3 関係

○難病情報センターHP <http://www.nanbyou.or.jp/top.html>

○エイズ予防情報ネットHP <http://api-net.jfap.or.jp/>

4 (1) 関係

○難病情報センターHP <http://www.nanbyou.or.jp/top.html>

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること																	
I-5-2	健康局疾病対策課 (疾病対策課長：難波吉雄)	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	I-5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること		<施策中目標に係る指標>												
					1	特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数	前年度以上/毎年度	647,604件 (20年度) 【105.2%】									
					2	ハンセン病資料館の入館者数	前年度以上/毎年度	21,881人 (21年度) 【95%】									
							3	保健所等におけるHIV抗体検査件数	前年以上/毎年	150,252件 (21年) 【84.8%】							
			施策小目標 1	難病対策を推進すること	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患治療研究事業 ・難病特別対策推進事業 ・難病情報センター事業 	<施策小目標に係る指標>											
							特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数 ※施策中目標に係る指標 1 と同じ	前年度以上/毎年度	647,604件 (20年度) 【105.2%】								
							難病情報センターホームページへのアクセス件数	前年度以上/毎年度	13,798件 (21年度) 【94.7%】								
								都道府県の難病医療拠点・協力病院数	前年度以上/毎年度	104 (20年度) 【100.0%】							
			施策小目標 2	ハンセン病対策を推進すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病資料館の運営事業 ・普及啓発のための教材等配布事業 	<施策小目標に係る指標>											
							ハンセン病資料館の入館者数 ※施策中目標に係る指標 2 と同じ	前年度以上/毎年度	21,881人 (21年度) 【95%】								
施策小目標 3	エイズ対策を推進すること	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ予防対策事業 ・HIV検査・相談事業 	<施策小目標に係る指標>														
				保健所等におけるHIV抗体検査件数 ※施策中目標に係る指標 3 と同じ	前年以上/毎年	150,252件 (21年) 【84.8%】											
				新規エイズ患者報告割合 (新規エイズ患者報告数 / (新規HIV感染者報告数 + 新規エイズ患者報告数))	前年以下/毎年	29.7% (21年) 【93.2%】											
評価予定表						備考											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	モニ	実績		
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	モニ	実績													

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-2-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	特定疾患治療研究事業		事業開始年度	昭和47年度		
担当部局・課室名 作成責任者	健康局疾病対策課長 難波 吉雄					
事業/制度の 必要性	原因が不明であって、治療方法が確立していない難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額である一部の疾患を対象として、その治療費について、社会保険各法の規定に基づく患者自己負担の全部又は一部(所得に応じて7段階)を補助することにより、医療の確立、普及を図ることを目的としており、難病患者の医療費の負担軽減において重要な役割を果たしている。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担						
アウトプット	活動実績	【指標】 特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数(単位:千件)(前年度以上/毎年度)	単位 件	H19年度実績 615,568 【105.1%】	H20年度実績 647,604 【105.2%】	H21年度実績 集計中
	予算執行率		%	100	100	100
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		特定疾患治療研究事業の対象者数は毎年増加しており、対象疾患の医療の確立、普及や患者の医療費の負担軽減が図られているものと考えられる。 医療費については、国の予算の範囲内で2分の1を補助することとされているが、都道府県に対して超過負担の状態となっており、改善に向けた取り組みを続ける必要がある。 今後も対象者に対する医療費負担軽減が図られるよう、引き続き当該事業を推進していく必要がある。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果 的な事業とする 観点から) (担当部局案)	難病対策については、対象とされていない疾患の患者団体等から医療費助成の対象疾患の拡大に関する要望がある一方で、医療費助成のための安定的な財源確保など、様々な課題がある。 こうした課題に対応するためには、難病対策のみならず、障害者制度や医療保険における高額療養費など関連する制度の在り方を含めた幅広い議論が必要である。 そのため、難病対策委員会や厚生労働省に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」において、医療費助成や研究の在り方を含めた今後の難病対策について検討している。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持 減額	現状維持		
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		・フランスにおいては、特定重症慢性疾患の指定(30疾患)を指定し、自己負担を免除している。 ・ドイツにおいては、年間患者負担額の上限を世帯の年間所得の1%としている。 ・スウェーデンにおいては、(難病に限らず)長期あるいは重篤な疾病の場合は薬剤費について無料としている。				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		・昭和47年度 治療研究(スモン)に対する協力謝金として研究者から患者へ支給 ・昭和48年度 医療保険各法による医療費の自己負担分を公費負担する制度へ変更 ・平成10年度 5月より重症患者を除いて定額による患者一部負担導入 ・平成15年度 重症者を除き、所得と治療の状況に応じた段階的な一部自己負担制度へ変更 ・平成21年度 5月より特定疾患治療研究事業における高額療養費の自己負担限度額について、一律一般から所得区分に応じた自己負担限度額の適用を実施。				

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-2-(2)						
事業評価シート								
予算事業名	ハンセン病資料館運営等経費			事業開始年度	平成5年度			
担当部局・課室名 作成責任者	健康局疾病対策 難波課長							
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条他							
関係する通知、計画等								
予算体系	(項)特定疾患等対策費 (大事項)特定疾患等対策に必要な経費 (目)ハンセン病対策事業委託費							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	■業務委託等（委託先等：財団法人日本科学技術振興財団(文部科学省・経済産業省共管) ※公募により選定							
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：)							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：) <input type="checkbox"/> その他（)							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	7/96	常勤役員数	2/8	非常勤役員数	5/88	監事等	0/2
	職員総数	134	内、官庁OB	2	役員報酬総額	84,138千円	官庁OB役員報酬総額	27,300千円
	積立金等の額	451,212千円	内訳	①鉱工業技術振興基金 128千円 ②科学技術振興基金60,631千円 ③特別修繕引当資産 1,183千円 ④退職給付引当資産 138,639千円 ⑤国際科学オリンピック積立資産 228,703千円 ⑥IB02009つくば記念資金 21,928千円		今後の活用計画	②科学技術館の運営経費および振興事業費 ③建物等修繕費 ④退職金支給に要する財源 ⑤2010年開催国際化学オリンピック事業に充当 ⑥今後の生物学オリンピック事業に充当	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文及び第11条（名誉の回復等）、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」前文及び第18条（名誉の回復及び死没者の追悼）に基づき、国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図ることを目的とするもの。						
	対象 (誰/何を対象に)	国立ハンセン病資料館への来訪者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条等に基づき、国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため国立ハンセン病資料館を設置した。この設置の主旨に則ってハンセン病およびハンセン病対策の資料の蒐集、展示、来館者に対し患者であった方々の語り部による体験談の講話、医師、看護師による学術講演等を行っている。						
コスト	平成22年度予算額			人件費				
	事業費	214 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費	84 百万円			担当正職員	84,014 千円	11	人
総計	298 百万円		臨時職員他		千円		人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	170						
	H19(決算上の不用額)	0						
	H20(決算額)	272						
	H20(決算上の不用額)	0						
	H21(予算(補正込))	272						
	H21(決算見込)	272						
H22予算	298							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	人件費	84,014千円		事業費	214,241千円			

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-2-(2)				
事業評価シート						
予算事業名	ハンセン病資料館運営等経費		事業開始年度	平成5年度		
担当部局・課室名 作成責任者	健康局疾病対策 難波課長					
事業/制度の 必要性	<p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。</p> <p>そのため、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組むこととされている。</p> <p>したがって、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図るための当該事業は必要不可欠なものである</p>					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	<p>・法務省におけるハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するための「ハンセン病に関するシンポジウム」の開催</p> <p>・各地方自治体においては、ハンセン病およびハンセン病問題の歴史に関する知識の普及啓発活動を実施している。</p>					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	<p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条において、地方公共団体は国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、引き続きハンセン病施策に関する情報共有をしていくこととしている。</p>					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		国立ハンセン病資料館への入館者数	人	21,120	23,044	21,881
	予算執行率		%	100	100	100
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	<p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条等に基づき設置されたハンセン病資料館におけるハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発により、ハンセン病患者であった者等が受けた被害の回復については一定の施策が講ぜられているところであり、解決に向けたさらなる取組が必要と考えている。</p>					
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果 的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。</p> <p>そのため、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組むこととされている。</p> <p>したがって、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復等の措置を講ずるため、引き続きハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図るために当該事業を実施することとする。</p>				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持 減額 現状維持			
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	特になし					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)	<p>平成5年6月 「高松宮記念ハンセン病資料館」を設立・開館</p> <p>平成8年4月 「らい予防法」廃止</p> <p>平成13年5月 らい予防法違憲国家賠償請求訴訟で原告側勝訴(熊本地裁)</p> <p>国は控訴を断念し、ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話を発表。その中に、「ハンセン病資料館の充実」が盛り込まれる</p> <p>平成16年3月 ハンセン病資料館拡充に係る基本計画書を作成</p> <p>平成19年4月 「国立ハンセン病資料館」として、再開館</p> <p>平成21年4月 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行</p> <p>第18条において、「国立ハンセン病資料館の設置」が明記される。</p>					

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-2-(3)				
事業評価シート						
予算事業名		HIV相談・検査関係業務	事業開始年度 平成11年度			
担当部局・課室名 作成責任者		健康局疾病対策課（疾病対策課長 難波 吉雄）				
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成18年厚生労働省告示第89号）				
関係する通知、計画等						
予算体系		(項)感染症対策費 (大事項)感染症予防事業等に必要な経費 (目)疾病予防対策事業費等補助金				
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施				
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）				
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕（補助先：都道府県、政令市、特別区 実施主体：各自治体）				
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数 / 非常勤役員数 /			
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額 監事等 /			
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	HIV感染の早期発見・早期治療と感染拡大の抑制に努めるため、保健所等において、無料・匿名でHIV抗体検査を実施するとともに、利用者の利便性に配慮した検査・相談体制の構築を図る。				
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県、政令市、特別区の保健所及び委託を受けた医療機関等において、国民が無料・匿名でHIV検査及び相談を受けることができる。				
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> 保健所及び自治体から委託を受けた医療機関等において、無料・匿名でHIV検査及び相談事業を行う。 国民がHIV検査を受けやすいよう、本事業を活用して、各自治体が休日・夜間の検査、迅速検査を行うことのできる体制を整える。 				
コスト	平成22年度予算額		人件費			
	事業費	320 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	0 百万円		担当正職員	千円	人
総計	320 百万円	臨時職員他		千円	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額			
	H19(決算額)	250	250			
	H19(決算上の不用額)	0				
	H20(決算額)	300	300			
	H20(決算上の不用額)	0				
	H21(予算(補正込))	320	320			
	H21(決算見込)	320	320			
	H22予算	320	320			
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	①検査経費 291.4百万円 ②相談経費 28.2百万円					

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-2-(3)				
事業評価シート						
予算事業名	HIV相談・検査関係業務		事業開始年度	平成11年度		
担当部局・課室名 作成責任者	健康局疾病対策課（疾病対策課長 難波 吉雄）					
事業/制度の 必要性	<p>HIV・エイズは、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患であり、その感染はHIV検査を行わなければ、確認できない。</p> <p>また、HIV・エイズは治療法の確立により、コントロール可能な疾患となったが、早期に治療を行い、服薬を続けなければその効果が十分に現れない。</p> <p>そのため、本事業を活用し、夜間・休日での検査等、国民が受検しやすいHIV検査体制を整え、早期にHIV感染を発見し、治療へとつなげることが必要である。</p>					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	なし					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	<p>各自治体においてHIV検査・相談を行う。</p> <p>国は、各自治体の取組を支援するため、検査・相談の実施方法に係る指針や手引き等の作成や各自治体で行っている検査・相談の情報の周知を図る。</p>					
アウトプット	活動実績	【指標】 保健所等におけるHIV抗体検査件数 (前年以上/毎年)	単位 件	H19年度実績 153,816	H20年度実績 177,156	H21年度実績 150,252
	予算執行率			%	120	120
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	新規エイズ患者報告割合(新規エイズ患者報告数/ (新規HIV感染者報告数+新規エイズ患者報告数)) (前年以下/前年)			27.9 【107.1%】	27.7 【100.7%】	29.7 【93.2%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。 適宜アウトプット 指標に言及)		<ul style="list-style-type: none"> 検査によりHIV感染を発見し、早期の治療につなげることができ、病状を安定させることができる。また、検査により多くのHIV感染者を発見することで、「エイズが発症するまでHIV感染に気づかない人の割合」が減少することから、より一層、HIV感染の早期発見のため、HIV検査を受けることが重要であることを広めていかなければならない。 保健所等におけるHIV抗体検査・相談件数については年々増加し、HIV感染者及びエイズ患者の発見につながった。平成21年度のHIV抗体検査・相談件数については、新型インフルエンザの発生のため、人が多く集まる場所へ行くことや集会が自粛され、また、保健所等の繁忙による人員確保や検査体制を整えることが困難だった等の特殊要因により、検査・相談件数が減少してはいるが、来年度は増加が見込まれ、地方自治体で実施する検査・相談に必要な事業費を確保しなければならない。 HIV・エイズは、万一、感染した場合でも、早期に発見し、治療することでコントロール可能な疾患であることを踏まえ、HIV検査・相談事業は引き続き強化する必要がある。 				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<p>HIV感染者及びエイズ患者数は増加傾向にあり、歯止めがかかっていない。また、その多くが、同性愛者や20代、30代が増加していることから、HIV感染予防の効果を上げるため、HIV検査受検の普及啓発の対象を重点化していく必要がある。</p> <p>事業の効率化の観点から広く国民向けの事業を見直すとともに、感染者及び患者発生が増加している青少年及び同性愛者に対しては、HIV感染予防の普及啓発の強化と早期に感染を発見、受診へとつなげるため、定期的なHIV検査、相談が受けられるように事業を強化する。</p>				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	増額 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、これ までの予算の削減に向 けた取組み、目標達成 のための関連事業等)		<p>(制度の沿革)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和62年 エイズ問題総合対策大綱策定 平成4年 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)の制定 平成10年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の制定 平成11年 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)の施行 平成18年 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正 <p>※例年開催されている原告団との協議(直近は平成21年)において、大臣から「検査体制を含むHIV医療体制の充実について、最善を尽くす」とのご発言があり、議事確認書を原告団との間で取り交わしている。また、原告団からは「特にエイズという病気は予防を緩めると患者が増える。この危機感を持ってエイズ対策予算を確保すること」も言明されており、これらの点もふまえて各自治体におけるHIV検査・相談事業を継続する必要がある。</p>				